

平成31年3月定例会議案概要

・第1号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(平成30年度越谷市一般会計補正予算(第3号))

橋梁耐震整備工事(千代田橋)請負契約の一部を変更し、当該予算を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、平成30年度一般会計補正予算(第3号)について専決処分(平成31年(2019年)2月1日)したので、これを報告し、承認を求めるもの。

◇繰越明許費:3億775万4,000円

・第2号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(議決事項の一部変更(橋梁耐震整備工事(千代田橋)請負契約の締結))

橋梁耐震整備工事(千代田橋)の橋脚基礎補強工の工法の変更に伴い、平成30年9月定例会で議決を経た上記請負契約の契約金額及び履行期限の変更について専決処分(平成31年(2019年)2月1日)したので、これを報告し、承認を求めるもの。

◇契約金額:変更前 3億4,452万円 → 変更後 4億775万4,000円

◇履行期限:変更前 平成31年3月15日 → 変更後 平成32年(2020年)3月13日

・第3号議案 越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

越谷市教育委員会委員定数条例の施行により教育委員会の委員の定数が5人となることに伴い、新たに教育委員会委員を任命〔任期:平成31年(2019年)4月1日から4年〕することについて、議会の同意を求めるもの。

《委員》

氏名:野口久男(のぐち・ひさお)

略歴:越谷市立花田小学校長

元越谷市教育委員会学校教育部長

・第4号議案 包括外部監査契約の締結について

(1) 契約の目的:包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

(2) 契約の始期:平成31年(2019年)4月1日

(3) 契約金額:1,200万円を上限とする額

(4) 契約の相手方:越谷市東越谷六丁目25番地 1-218

長田慶洋(公認会計士)

・第5号議案 越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

夜間看護等手当（市立病院に勤務する看護師等に対し、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたり、正規の勤務時間として看護等の業務に従事した場合に支給する手当）の額について、国家公務員の取扱いに準じ改定するもの。平成31年〔2019年〕4月1日から施行

区 分		現 行	改定後
深夜(午後10時～翌日午前5時)の全部		6,800円	7,300円
深夜の一部	勤務時間が4時間以上	3,300円	3,550円
	勤務時間が2時間以上4時間未満	2,900円	3,100円
	勤務時間が2時間未満	2,000円	2,150円

（★）を付した議案は、平成29年〔2017年〕の学校教育法の一部改正により、平成31年〔2019年〕4月1日から「専門職大学」の制度が新たに設けられ、これに関連する法令が改正・施行されることに伴い、関係条例において所要の改正を行うもの

「専門職大学」とは…

大学制度（大学・短期大学及び専門学校）の中に位置付けられ、実践的な職業教育に重点を置き、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関

・第6号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（★）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、母子生活支援施設に置かれる母子支援員の資格要件に、新たに「専門職大学の前期課程を修了した者」を加えるもの。平成31年〔2019年〕4月1日から施行

・第7号議案 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（★）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令）の一部が改正されることに伴い、放課後児童支援員の資格要件に、新たに「専門職大学の前期課程を修了した者」を加えるもの。平成31年〔2019年〕4月1日から施行

・第8号議案 越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（省令）の一部が改正されたことに伴い、介護医療院の管理者が検体検査を委託する際の基準について、省令を参酌し、同様の改正を行うもの。公布の日から施行

・第9号議案 越谷市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定について

民生委員の定数を改めるもの。平成31年〔2019年〕12月1日から施行

改正前：443人 → 改正後：453人

・第10号議案 越谷市手数料条例の一部を改正する条例制定について

消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、建築確認申請と併せて行われる長期優良住宅建築等計画の認定申請等の手数料の算定において消費税額分を加算する規定中「1.08」を「1.1」に改めるもの。平成31年〔2019年〕10月1日から施行

・第11号議案 越谷市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、道路の占用期間が1月未満の占用料の算定において消費税額分を加算する規定中「100分の108」を「100分の110」に改めるもの。平成31年〔2019年〕10月1日から施行

・第12号議案 越谷市下水道条例の一部を改正する条例制定について

消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、公共下水道の使用料の算定において消費税額分を加算する規定中「100分の108」を「100分の110」に改めるもの。平成31年〔2019年〕10月1日から施行

・第13号議案 越谷市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

増林公園を供用開始するもの。平成31年〔2019年〕4月1日から施行

・第14号議案 市道路線の認定について

一般国道463号の一部が移管されることに伴うもの1路線、延長2,118.10mを認定するもの。

・第15号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

嘱託医師及び学校薬剤師の報酬の改定を行うもの。平成31年〔2019年〕4月1日から施行

職名		現行(年額)	改定後(年額)
嘱託医師	学校医 (内科医)	基本額129,000円とし、生徒1人当たり170円以内で市長の定める額を加えた額	1校当たり134,600円に、生徒数に170円を乗じて得た額を加えた額
	学校歯科医	基本額110,300円とし、生徒1人当たり170円以内で市長の定める額を加えた額	1校当たり126,800円に、生徒数に150円を乗じて得た額を加えた額
	眼・耳鼻科医	基本額36,400円とし、生徒1人当たり100円以内で市長の定める額を加えた額	1校当たり58,400円に、生徒数に100円を乗じて得た額を加えた額
学校薬剤師		123,800円	1校当たり127,700円

・第16号議案 越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例制定について（★）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（省令）の一部が改正されることに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件に、新たに「専門職大学の前期課程を修了した者」を加えるもの。平成31年〔2019年〕4月1日から施行

・第17号議案 越谷市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例制定について

市内中小企業者及び起業家に対する融資のあっ旋及び利子助成を拡充するため、所要の改正を行うもの。平成31年〔2019年〕4月1日から施行

(1) 融資に係る資金の限度額の引上げ

種 類		限度額	
		現 行	引上げ後
小口資金	一般小口資金	500万円	} 2,000万円
	特別小口資金	1,250万円	
起業家育成資金		1,000万円	

(2) 制度の対象とする起業家の範囲の拡充

現 行：事業開始1年未満の個人及び設立1年未満の会社

拡充後：事業開始5年以下の個人及び設立5年以下の会社

(3) 利子助成の限度額（本則）の引上げ

現行：普通利子額の2.5% → 引上げ後：普通利子額の4.0%

* 平成20年〔2008年〕10月1日から平成31年〔2019年〕3月31日までの間における利子助成の限度額は、特例措置（附則）により普通利子額の4.0%（小口・中口資金）又は3.5%（起業家育成資金）

・第18号議案から第25号議案まで

平成30年度越谷市一般会計補正予算（第4号）について ほか補正予算7件

・第26号議案から第36号議案まで

平成31年度越谷市一般会計予算について ほか当初予算10件

【問い合わせ】総務部法務課

電 話 048-963-9130